

長 建 協 発 第 4 8 1 号
平成 2 4 年 2 月 9 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

石綿等の製造等の禁止に係る猶予措置の終了について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令により、平成 1 8 年 9 月 1 日から、石綿等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用を一部を除き禁止しました。

今般、適用除外製品等の最後の品目についても代替化が可能となったところから、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令により平成 1 8 年一部改正令の改正を行い製造等を禁止した旨、別添のとおり連絡まいっておりますのでお知らせ申し上げます。